

紹介しておきたい。

山田正昌、通称は多門・初忠昌・猶昌と称した。

## 山田家本屋に関する史料

名誉会長 神 本 正 律

### 史料の説明

去る昭和二八年七月、徳山市教育委員会主催の山田家家屋の調査に参加して以来、その建造経過年について探究を一〇数年続けたが、その間の調査の過程では、家屋の建造年月を適確に知りうる棟札、或は家作覚帳の如き直接資料はなかった。そのため山田氏はどんな家柄であるかを尋ね、その歴史の中において家屋に結びつく事象を重視し、これを通じて建造経過の年数を考えて見ることにした。よって、次に掲げる諸資料は山田家の歴史を知るために必須の資料である。

ところで、資料(1)・(2)・(3)は、何れも山田家五代正昌の筆録であるから、ここにその人物の横顔を、まず

史料(1) 山田家系 和紙綴

天明八年、正昌三二歳の壯年時の筆録である。

先ず、伝承の山田十左衛門、初代五右衛門の龜谷氏の出自などから、俗名・法名・沿年月・年齢・生誕・嫁娶を年順に列記してある、大型の過去帳である。

源姓 某

山田十左衛門

法名 光珠院法譽淨性居士 行年 六十六才

言伝 本小早川隆景之の臣 依命慶長之頃屬堅田大

和守元慶公

其後如何而乎家断絶是故不知其委細

某

山田五右衛門

長昌 始重昌

山田 半 平

始 雲平

実徳山家中龜谷氏之男 始石村弥左衛門

養子ト成

就政公御代有故而弥左衛門切腹

石村家

滅亡之後

五右衛門江 新知被下 十右衛門家御取立

被仰付間

山田ト可名乘之由蒙命 依之家苗再起代

々相続

元禄十六年癸未八月九日死去

某

山田藤九郎

これは、正昌の晩年になつての筆録である。

初代五右衛門の龜谷氏の出自をより詳細に記述し、

始 政之介 母坂田氏 宝永庚寅七年五月十二日死

女子(妹)

山田清左衛門婦

母同前 法名安室貞心大姉

正徳四年甲午五月廿二日死去

基昌

山田清左衛門

始 吉之進

藤平 実者徳地升谷住 本小倉小笠原

家牢人栗屋太郎源満曾孫原田善右衛門子也

元禄六年誕生 宝暦八年九月十日死去

山田五右衛門某

寛政五年巳五月十三日卒 行年七十六才(以下略)

史料(2) 山田附録 和紙綴

藤九郎兄妹の病没のため吉之進(基昌)を養子家督する委細が記述してある。その後は、堅田家に出仕の職務上の事歴が年月順に記されているが、文化一四年三月にて擇筆されている。時に正昌は六一歳。これを評すれば、あたかも山田家の家史のようだ。

実者徳山龜谷何某弟ニ而 初石村弥左衛門養子ニ成  
ル弥左衛門事 就政公御代萩御用方相勤 米錢少々  
引負有之候処 内証逼迫ニ付内々ニ償も難相成仰方  
有之儀ニ付 表通ニ御沙汰に相成御仕置被仰付断絶  
仕候 五右衛門儀養子ニは候得共血縁も無之儀 指  
而御構無之徳山実家江退身可仕之処 御慈悲を以新  
地御切米被下之恩召之旨有之 山田ト称候よう被仰  
付 此時山田運平ト申 其後ニ五右衛門と改名仕候  
右山田と被仰付候者 其已前山田十左衛門と申者  
御一所之内ニ而洪水之節致溺死断絶仕候ニ付 右之  
家名御取立之御下意ニ被為在候と古老之者申伝を父  
祖共より承伝候 死去行年相知不申候

○山田藤九郎某 始政之介  
一父五右衛門死去ニ付御香奠拝領仕候 遺領相続被仰  
付候 宝永七庚寅五月十日病氣快氣不定ニ付 德地  
升谷村御藏入百姓本小倉牢人原田善右衛門と申者之  
子吉之進 当年十八歳ニ罷成候を養子之儀願之通被

遂御許容候 宝永七庚寅 五月十二日死去仕候  
○山田清左衛門基昌 始吉之進 藤平  
一宝永七寅年藤九郎遺領相続被仰付御香典拝領仕候  
一正徳四年甲午年藤平ト改名仕候 其後清左衛門ト相改候  
一享保三年正月十二日赤間関江 三國船為追拂 広慶公  
御出張被仰蒙候御供仕候  
(以下略)

史料(3) 勘考書 和紙綴

これは、文化年中に附録中の記事を勘考した。初め  
別冊であったが、現在は附録と合冊にされてある。記  
述に目を引くのは、当家元祖山田五右衛門と書き出し、  
三代までの相続の経緯を詳しく勘考してある。尤も次  
の資料は、家屋に結びつく事項のみを抜抄して提示し  
たので、その一部であることをお断りする。

一享保六年 辛丑之年 只今之屋敷へ基昌御引移り 長昌

史料(4)

亀谷氏譜録

徳山毛利家文書

四歳之年ニ當る それ以前は只今勘場之所東之九畝

拾壹歩 米壺石九斗四升四合之由 橋詰山田古屋敷

ト有之 此の田も坂田某に賣拂ひ坂田持分ニ相成候

一享保三年 戊戌八月十日 二間梁ニ三間半之長屋普請之

願書控有之 日ノ下山田藤平と有之口今之所へ屋敷替へ

享保六年 辛丑ト有之候得ハ 先之古屋敷之可有之哉

一享保六年 辛丑只今之屋敷に基昌御引移りより宝曆八寅

ノ御死去まで三十八年御住居 長昌御代宝曆九卯より

寛政五年まで三十五年両代合計七十三年之住居也

一山田家之祖者元徳山龜谷氏より出而 伝戸之旁核ニ

而五右衛門殿子供を初め 安室貞心までにて不歿死

去 龜谷出之血統絶へ申候 夫故屋敷宅も賣拂諸道

具も一向残り不申候 其内ニ論語二冊有之 山田運

平と記し分運平は五右衛門殿最初之名と相見へ候

刀一腰永正祐定と申伝へ候 此分祖より譲りに哉又

ハ基昌御持参や不分明候

(以下略)

この譜録の精読によつて、山田家元祖五右衛門の在世年時を適確に知ることができる貴重な史料である。

#### 初代 之忠 忠左衛門

家業御大工被召出候 工業心懸被在候ニ付被召抱

候由 延宝年中祿高二十石定 三人扶持 (時二十五歳)

御奉公初代亀屋氏称之 後年龜谷と改称之 御奉公

己前 之忠父某 於萩綱広様御代被召仕候処寛文年

中御暇下置 其後御領富田村淨眞寺育ニ

正徳三年癸巳六月十日死 行年六十五歳(慶安三年生)

母 萩御家頼 井上繁右衛門正歳女

妻 富田新町商民 田畠屋□女乎嫁之

後妻 萩毛利七郎左衛門家頼吉松良助女

弟 運平 山田五右衛門 (山田附録) (以下略)

史料(5) 堅田就政御配所付立 堅田家文書

国したのである。湯野に移るのは、それから後のことである。

一式千百六拾三石五斗四升七合  
一千四百六拾七石四斗六升六合  
一式百九拾壹石弐斗八升八合  
一五百七拾七石六斗九升九合

以上四千五百

都濃郡戸田村 同 湯野村  
同 荘地村 大津郡日置村

これまで「湯野一帯の領主であった堅田元慶云々」  
また「堅田元慶の家来で湯野に居を構えていた云々」  
また「湯野の堅田元慶の家臣であった山田氏云々」  
また「寛永年中に建造した山田本屋云々」  
このような半知半解な言論は、元慶は三二歳で証人として参府して以来、一度も帰国せず、湯野が領地になつたのは、その死後のことである。

益田玄蕃頭判 清水信濃守判  
宍道主殿助判

従つて、山田家本屋の建造経過を推考するには、以上のことと、基本において探究しなければならないのである。

堅田弥十郎（就政）殿

この史料によれば、湯野・戸田が堅田氏の所領となつたのは、堅田二代就政の世で、この一二歳の少年は、三年前の元和八年九月に父元慶が病没して家督したばかりであった。

寛永二年八月新所領が定まるに、直ちに移転のため同三年住みなれた江戸を発つて、初めて防長の地に入